

農林水産物・食品輸出本部の取組状況について

2022年9月13日

農林水産物・食品輸出本部

農林水産物・食品輸出本部の取組の概要

「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）に基づき、2020年4月に設置された農林水産物・食品輸出本部の下、実行計画等に基づく、①輸出先国・地域との協議への対応、②輸出を円滑化するための対応、③事業者・産地への支援に関する対応等を実施

	実行計画作成時 項目数 (2020年4月3日)	追加項目数	対応済み項目数	現在の 実行計画 項目数
I 輸出先国・地域との協議への対応	56	81	63	74
II 輸出を円滑化するための対応	17	110	51	76
III 事業者・産地への支援に関する対応	—	52	32	20
合計	73	243	146	170

※ 実行計画の前身に当たる工程表において、対応済みとなった項目数は39

I 輸出先国・地域との協議への対応

原発事故に伴い諸外国・地域が講じた輸入規制や動植物検疫協議等の輸出先国・地域との協議を実施

第3回輸出本部会合（2021年4月9日）から進捗のあった主な項目

1 原発事故に伴う輸入規制

- ・放射性物質規制を4か国（シンガポール、米国、英国、インドネシア）が撤廃

2 検疫協議・衛生証明

- ・ベトナム向けうんしゅうみかんについて、ミカンバエの無発生地域での栽培等を条件に2021年10月に輸出が解禁
- ・米国向けメロンについて、病菌の付着がないことを日本側の輸出検査で確認すること等を条件に2021年11月に輸出が解禁
- ・インド向けりんごについて、登録生産園地での栽培等を条件に2022年3月に輸出が解禁
- ・豪州向け加熱済さけ科製品について、衛生証明書の様式に合意し、2021年9月から輸出が解禁

3 その他の規制

- ・米国ニューヨーク州の飲食店において、焼酎がワイン免許で販売可能に
- ・カナダ向け小麦粉含有食品（カレールウ、シチューミックス）について、同国が義務付ける強化小麦粉が未含有でも輸出可能に
- ・インド向け清酒について、我が国でGI「日本酒」に該当するのであれば、同国側が認める国際認証取得機関以外の分析証明書でも輸出可能に
- ・サウジアラビアへの水産食品輸出に係る施設登録・衛生証明書の発行体制を整備
- ・豪州向けのめんつゆ等は、魚の頭部、内臓を含む原料を使用しているとして通関できなくなったが、輸入条件が変更され、高加工度商品として通関可能に

4 実行計画の英語版の作成

- ・規制の撤廃や緩和への働きかけ等に活用するため、実行計画を英訳し、在外公館等に配布

(参考) 原発事故に伴う輸入規制

- ・ 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けた55の国・地域のうち、43の国・地域で撤廃、12の国・地域で継続）※¹
- ・ 2021年4月以降では、シンガポール、米国、英国、インドネシアの4か国が規制を撤廃

規制措置の内容（国・地域数）		国・地域名
事故後の輸入規制を撤廃（43）		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ※ ¹ 、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦（UAE）※ ¹ 、イスラエル、シンガポール、米国、英国※ ² 、インドネシア
事故後の輸入規制を継続※ ³ （12）	一部都県等を対象に輸入停止（5）	香港、中国、台湾、韓国、マカオ
	一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求（7）	E U、E F T A（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、仏領ポリネシア、ロシア

※¹ タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃

※² 北アイルランドについては、英EU間の合意に基づき、EUによる輸入規制が継続

※³ 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる

Ⅱ 輸出を円滑化するための対応

輸出先国・地域が求める食肉や水産物の取扱施設及び産地魚市場等の認定並びに事業者の利便性向上を図るための輸出証明書の受取場所の拡大等を実施

第3回輸出本部会合（2021年4月9日）から進捗のあった主な項目

1 施設認定

・米国向け水産食品加工施設	554施設（49施設増加）
・E U向け水産食品加工施設	101施設（16施設増加）
・E U向け産地魚市場	3施設（1施設増加）
・シンガポール向け豚肉処理施設	11施設（2施設増加）
・台湾向け牛肉処理施設	25施設（3施設増加）
・香港向け卵製品加工施設	35施設（2施設増加）

2 一元的な輸出証明書発給システムの整備

- ・輸出事業者がオンラインシステム上で輸出証明書の申請・発給をワンストップで行えるよう、一元的な証明書発給システムを整備
- ・2022年4月から、原則全ての種類の輸出証明書のシステム運用を整備
- ・輸出証明書の受取場所を拡大。2021年4月から羽田空港、2022年7月から成田空港で一部の輸出証明書の受取を可能に
- ・2021年4月～2022年7月に発行した輸出証明書は約26万枚

3 輸出についての一元的な相談窓口の設置

- ・農林水産省に輸出に取り組む事業者からの相談を一元的に受け付ける窓口を設置。2021年4月～2022年7月に対応した相談は約6千件（本省）

4 登録認定機関の登録

- ・施設認定の迅速化を図るため、検査能力を有する民間検査機関を登録認定機関として登録。現在までに6機関認定（2機関増加）

(参考 1) 主な認定施設 (2021年 4 月 9 日以降)

■ 米国向け水産食品加工施設の認定

- ・ (株) ワイエスフーズ【北海道】
- ・ 丸本本間水産 (株)【北海道】
- ・ (株) 丸石沼田商店【青森県】
- ・ (有) なかみち水産【千葉県】
- ・ (株) 西松【神奈川県】
- ・ (株) ヨンキュウ【神奈川県】
- ・ (有) 若松屋【三重県】
- ・ (株) 愛南サン・フィッシュ【愛媛県】
- ・ 柳川冷凍食品 (株)【福岡県】
- ・ (株) 高橋商店【福岡県】
- ・ (株) 長崎ファーム【長崎県】
- ・ (株) MRC【鹿児島県】
- ・ 三福水産 (株)【鹿児島県】

■ EU向け水産食品加工施設の認定

- ・ マルカイチ水産 (株)【北海道】
- ・ 北見食品工業 (株)【北海道】
- ・ ファームチョイス (株)【熊本県】
- ・ (株) トウスイ【茨城県】

■ EU向け産地魚市場の認定

- ・ 松浦魚市場【長崎県】

■ シンガポール向け豚肉処理施設の認定

- ・ (株) 北海道畜産公社早来工場【北海道】
- ・ (株) ミヤチク都農工場【宮崎県】

■ 台湾向け牛肉処理施設の認定

- ・ とちぎ食肉センター【栃木県】

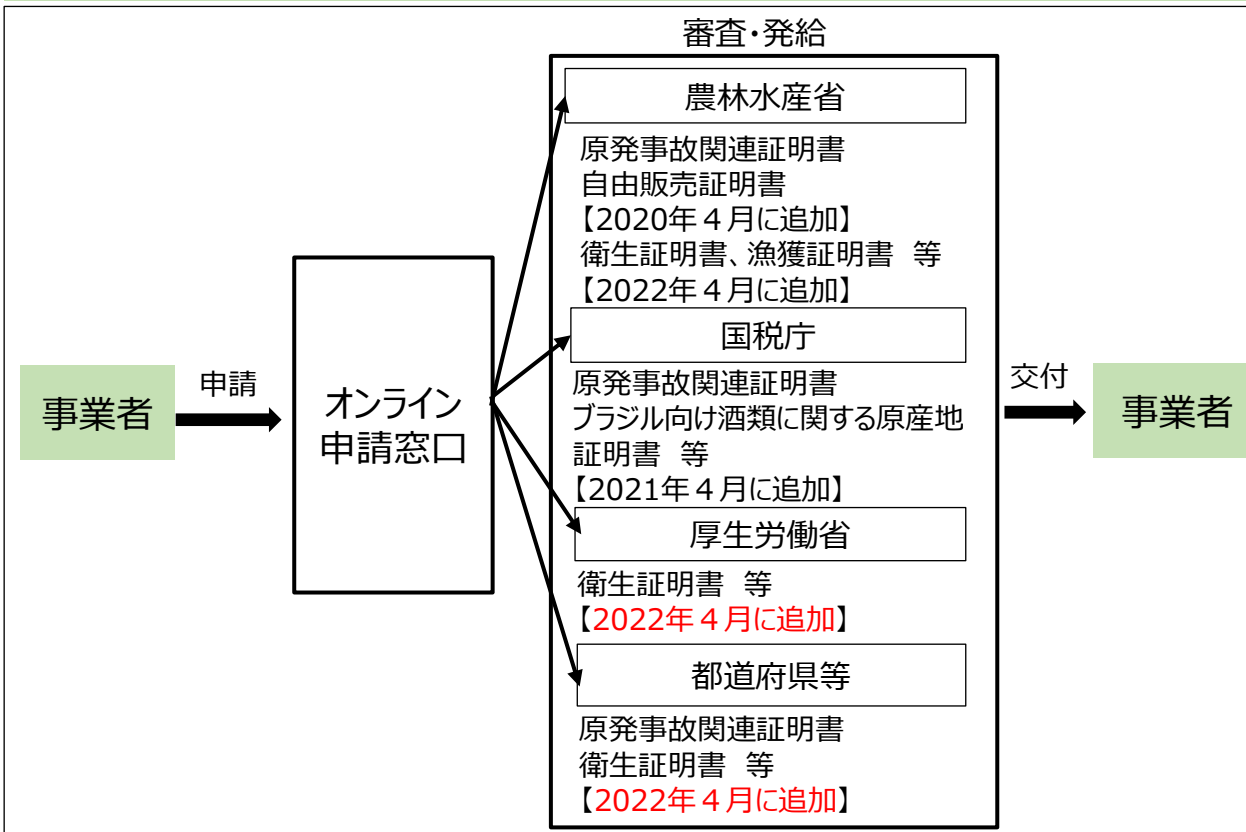
■ 香港向け卵製品加工施設の認定

- ・ 農事組合法人香川ランチ【宮崎県】

(参考 2) 一元的な輸出証明書発給システムの整備・証明書受取場所の拡大

- 輸出促進法第15条に基づく輸出証明書の申請・発給をワンストップで行えるオンラインシステムを以下のスケジュールで整備
 - 2020年 4月 農林水産省所管の原発事故関連証明書に加え、自由販売証明書を追加
 - 2021年 4月 国税庁所管の酒類に関する原発事故関連証明書、ブラジル向け酒類に関する原産地証明書等を追加
 - 2022年 4月 農林水産省及び厚生労働省所管の衛生証明書、漁獲証明書等を追加し、原則全ての種類の輸出証明書のシステム運用を整備
- 2021年 4月から空港に証明書受取窓口を設置し、一部の輸出証明書について、受取場所を拡大

輸出証明書発給システムの整備



輸出証明書受取場所の拡大

事業者が輸出する際、輸出証明書をスムーズに受け取ることができるよう交付場所を拡大する必要



- ・羽田空港での受取
「羽田空港貨物合同庁舎」に証明書受取窓口を設置し、一部の証明書を受け取ることが可能【2021年4月～】
- ・成田空港での受取
成田空港内で一部の証明書を受け取ることができる体制を整備【2022年7月～】

引き続き、地方自治体などにも証明書受取場所を拡大できるように推進

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

輸出産地による輸出事業計画の認定、輸出支援プラットフォームの立上げ、品目団体の育成及び知的財産の保護等の対応を実施

第3回輸出本部会合（2021年4月9日）から進捗のあった主な項目

1 輸出産地による輸出事業計画の認定

- ・228策定主体が輸出事業計画を策定済。179策定主体が同計画を策定中。同計画の策定主体に対しては、計画実現のための支援を実施

2 品目団体の育成

- ・2022年5月に輸出促進法等の一部改正法が成立（10月1日施行）し、認定農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）の認定制度を創設
令和3年度補正予算・令和4年度当初予算では、認定に向けて活動強化を図る14の団体を支援
- ・7月のJETRO運営審議会農林水産物・食品輸出促進分科会において、JETRO・JFOODO・品目団体が一堂に会して意見交換を行い、連携強化を確認

3 輸出先国・地域における支援体制の強化（輸出支援プラットフォーム）

- ・2022年8月までに、現地において、輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援するための輸出支援プラットフォームを米国（NY及びLA）、EU（フランス）、タイ、シンガポール及びベトナムの5か国6都市で立上げ

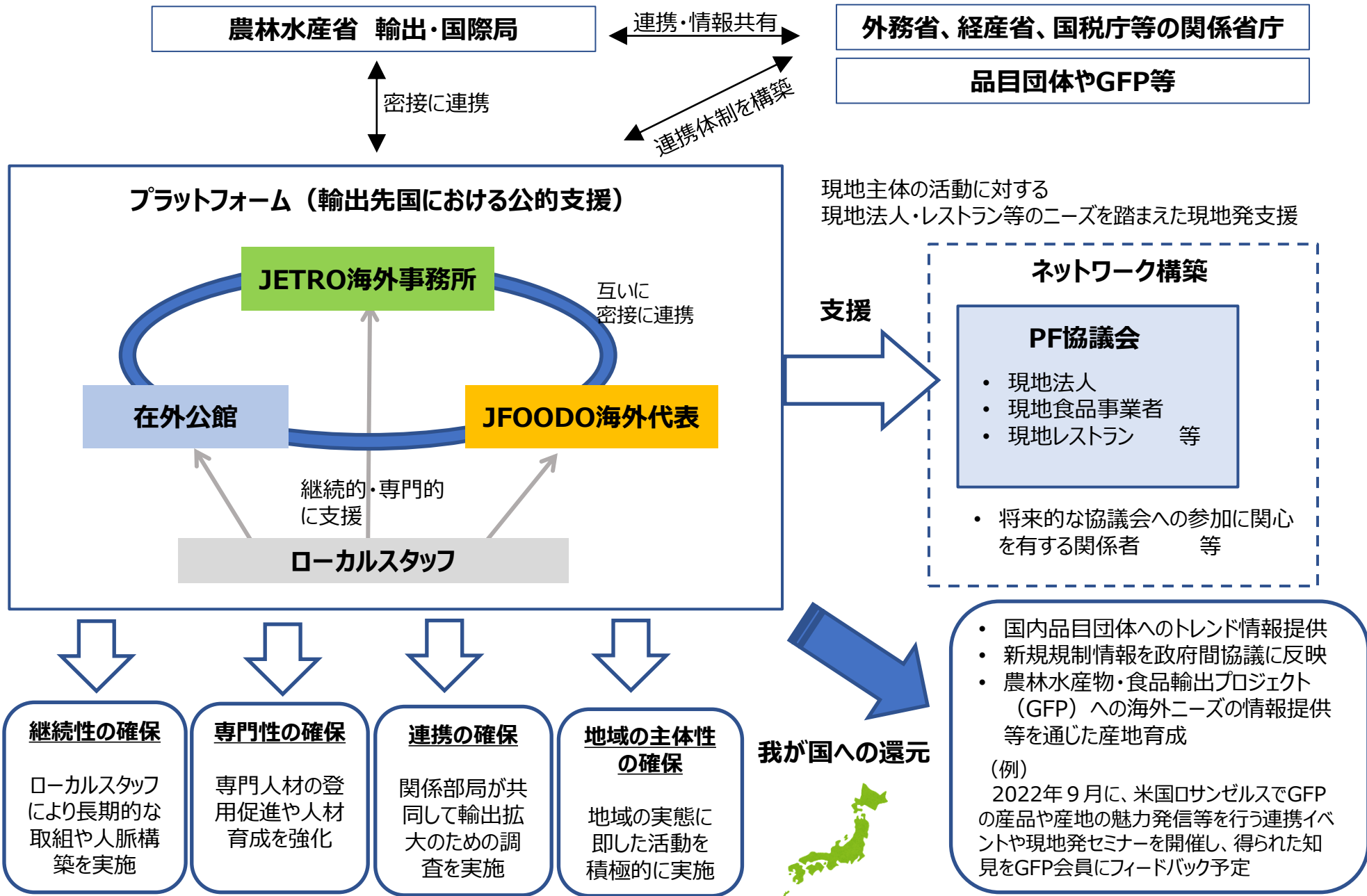
4 知的財産の保護

- ・新品種の海外流出防止を実効的に実施するため、育成権者に代わって育成者権等の知的財産権を管理・保護する育成者権管理機関の設立に向けた有識者検討会を開催し、中間論点整理を公表

5 EPA利用相談窓口を通じた事業者支援

- ・ある国に適切な手続きでTPPの利用を申請したが認められず高い関税を払わされる事例が発生。外務省と協力して当該国に申し入れ、不当に徴収された関税を事業者に還付

(参考 1) 輸出支援プラットフォームによる輸出先国での専門的・継続的な支援体制の強化



(参考 2) EPA利用相談窓口を通じた事業者支援

- ・東南アジア諸国との二国間EPA、日米貿易協定、TPP11、日EU・EPAに加え、中国・韓国を含むRCEPが発効し **日本産農林水産物・食品の主要輸出先の多くにEPAを利用して無税・低税率で輸出できる機会が拡大**
- ・しかし、EPAは内容が複雑、かつそれぞれのEPAの内容が異なるため、**事業者がEPAを十分使えていない実態**

2021年 1 月 情報提供と相談受付を開始

- 1 EPA利用早わかりサイト** 日本からの輸出でEPAを使用できる輸出先や相手国のEPA税率などEPAの基本的な情報、EPAの利用手続きなど、EPAを利用する際に必要な情報をわかりやすく簡単に入手できる**専用サイトを開設**
- 2 EPA利用相談窓口** EPAの利用方法に関する問い合わせから輸出先国政府とのトラブルに関する相談まで、EPAを利用した輸出に関するあらゆる問い合わせ・相談を受け付ける**専用相談窓口を設置**

事業者の声に対する具体的な取組

事例 1 : EPA利用促進セミナーの開催

事業者の声) RCEPが発効した国や、活用の仕方が分からない

具体的対応) 2022年 2 月、RCEPの概要や特徴、利用方法などを解説するウェビナーを開催

事例 2 : 相手国政府への申し入れ

事業者の声) 某国に適切な手続でTPPの利用を申請したが認めらず、高い関税を払わされた

具体的対応) 外務省と協力して某国税関当局に申し入れ、不当に徴収された関税を事業者へ還付

事例 3 : EPA利用手続の簡素化

事業者の声) EPA利用に必要な原産地証明書の日本商工会議所への申請手続が複雑

具体的対応) 経済産業省・日本商工会議所と協力してGI登録要件から日本産であることが明らかなGI製品については、日本商工会議所への申請手続を簡素化